

令和7年度茨木市ヤングケアラーピアサロン等業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

この要項は、令和7年度茨木市ヤングケアラーピアサロン等業務を実施するにあたり、価格のみではなく、業務従事者の支援力や適性、専門性及び企画力等を勘案し、総合的な見地から判断することで、対象家庭の課題が複雑・多様であるヤングケアラーへの効果的な個別支援と、本市における支援体制の充実に図ることが期待できることから、プロポーザル方式により最適な契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 令和7年度茨木市ヤングケアラーピアサロン等業務委託

(2) 業務の目的

ヤングケアラーコーディネーターと密に連携し、「ヤングケアラーやその疑いがある者及びその関係者」の居場所として実施しているピアサロンを拡充するとともに、レスパイトイベント等を実施することで、支援の充実に図る。また、「茨木市内のヤングケアラー等に関わる支援者」を対象とした相談会の開催及びスーパーバイズ等を行うことで、相談支援環境の充実及び支援者の支援力向上を図る。

(3) 業務内容

ピアサロンの運営・レスパイトイベントの開催・支援者支援の内容や方向性等についてよりよい提案を行い、ヤングケアラーコーディネーターと密に打ち合わせを行ったうえで事業を実施する。

- ①ピアサロンの運営
- ②レスパイトイベントの開催
- ③社会体験ができる取組
- ④支援者向け相談会の開催
- ⑤①②③の事業に関する周知
- ⑥関係機関との連携
- ⑦スーパーバイザー業務

(4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

2,225,190円

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登録者は「6 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 相談支援の実績があり、本業務の趣旨を十分理解し、業務を適切、公正、中立かつ効果的に実施できる者であること。
- (5) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第8条第1項第6号の規定による場合又は同項第7号に規定するときに該当しないこと。

6 入札参加資格を有さない者の参加

別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りではない。

7 共同事業体

本事業を効率的かつ効果的に行うために必要な場合は、複数の事業者（以下「グループ」という。）が共同して応募することができるものとする。その際、「参加申込書」（様式2）と合わせて、共同事業体届出書を提出すること。（ただし、前項5の参加資格を有さない事業者は、グループの構成員とならない。）

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) グループの構成員を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる事業者を定めることとする。
- (2) 単独で参加する事業者は、グループの構成員として参加することはできない。
- (3) 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできない。
- (4) 代表者及び構成員は、原則として変更できない。ただし、構成員については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更することができる。

8 説明会

- (1) 開催日時：令和 7 年 6 月 17 日（火）
午前 10 時から午前 11 時まで
- (2) 開催場所：茨木市役所南館 3 階会議室
※説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めません。

9 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式 1）に質問事項、団体名、メールアドレス、担当者氏名を記載し、下記の提出期限までに電子メールでこども政策課宛に送信すること。
提出期限：令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 3 時まで（厳守）
提出先：茨木市 こども育成部こども政策課
E-mail：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp
※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、回答する。
回答日：令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 5 時まで
- (3) 回答方法
説明会に出席した全ての法人等にメールで回答する。
ただし、質問内容が候補者選定に公平性を保てない場合等には回答しないことがある。

10 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式 2）に必要事項を記入し、所在地、団体名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式 3）※実績を証する書類を添付すること。（契約書及び仕様書の写し等）
- ② 業務実施体制調書（様式 4）
- ③ 物品等入札参加資格審査申請提出書類
（茨木市入札参加資格者名簿登載者は提出不要）

イ 提出先：茨木市こども育成部こども政策課（茨木市役所南館 3 階）

ウ 提出期限：令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 3 時まで（厳守）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式 6）により令和 7 年 6 月 30 日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届

(様式8)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までにこども政策課へ提出すること。

11 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書【非公開】

イ 参考見積書（様式5）及び内訳書

(3) 作成要領

ア 審査用の事業詳細については、評価者が漏れなく正確に評価できるよう、別紙審査基準に基づいて作成すること。

イ 提案が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

ウ 副本には、事業所名等がわかる内容を記載しないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期間：令和7年7月1日（火）午前9時～

令和7年7月15日（火）午後3時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 南館3階 こども育成部こども政策課

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数 正本1部、副本8部

ただし、(2)イの参考見積書は、原本1部のみを自社の封筒に入れ業務名を記入した後、密封の上、提出すること。

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

12 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された企画提案書類等を審査基準に基づいて審査する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案についてはプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて評価点を加算し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

1者のみの申込時にも、プレゼンテーションによる審査を実施するものと

する。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書類等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションで、パソコン・プロジェクター等を使用する場合には、本市が準備した機器を使用すること。また、プロジェクターに投影する資料については、CD-R（DVD及びブルーレイは不可）をこども政策課事務室へ持参またはデータをメールで送信する方法により、令和7年7月17日（木）午後3時までに提出すること。提出期限以降における差し替え及び再提出は、認めない。

ウ プレゼンテーションは、当該業務を中心となって運営する者が15分以内で行うこと。

① 集合時間：令和7年7月22日（火）午後

※プレゼンテーションの時間については、各提案者に個別通知する。

② 集合場所：茨木市役所南館3階こども政策課会議室

(3) 審査結果の通知

ア 結果通知

令和7年7月24日（木）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する（様式7）。

イ 結果に対する問合せ

審査により選定されなかった提案者は、令和7年7月29日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

13 審査基準及び配点

審査基準及び配点は別紙のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 委員審査 | 390点／460点 |
| (2) 事務局審査 | 70点／460点（うち、価格審査 50点） |

14 候補者の決定

候補者は、別紙審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記13の配点（配点の総合計点及び審査基準ごとの配点）から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点で、かつ別紙審査基準の合計点の6割を満たしている提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合でもプレゼンテーションによる審

査を行い、提案書類の内容を精査し、配点の総合計点(選定会議の委員の除
斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以
上であった場合に候補者とする。

15 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもつて当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額(総価契約)は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積単価)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

16 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

17 日程

説明会	令和7年6月17日(火) 午前10時から
質問票受付期限	令和7年6月20日(金) 午後3時まで(厳守)
質問に対する回答	令和7年6月24日(火) 午後5時まで
参加申込期間	令和7年6月18日(水) 午前9時から 令和7年6月27日(金) 午後3時まで(厳守) ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和7年6月30日(月)
企画提案書類提出期間	令和7年7月1日(火) 午前9時から 令和7年7月15日(火) 午後3時まで(厳守)
プレゼンテーション審査会	令和7年7月22日(火) 午後(予定)
プレゼンテーション審査結果通知	令和7年7月24日(木) (予定)

契約締結
業務開始

令和 7 年 7 月 30 日（水）（予定）
令和 7 年 7 月 30 日（水）（予定）

18 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 本業務に係る説明会及びプレゼンテーション審査会に出席しなかった者
 - イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - ウ 企画提案書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - オ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の 6 割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

19 契約の締結

- (1) 審査で選定した候補者と本事業の契約交渉を行い、当該業務の予算額の範囲内で別途随意契約により契約締結するものとする。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、茨木市と候補者との協議により必要に応じて変更することがある。
- (3) 契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- (4) 参加申込書又は企画提案書類等を提出した後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式 8）に辞退する理由を明確に記載し、速やかに提出すること。

20 担当部署

茨木市こども育成部こども政策課

担 当：大和・馬場

T E L：0 7 2－6 2 0－1 6 2 5（直通）

E-mail：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp